

- 誘導基準・低炭素建築物の認定基準の見直しに伴い、以下の通り経過措置を設ける。
 - ① 施行日前に所管行政庁に認定を申請※している場合は、改正前の基準を適用する。
 - ② 施行日前に既に認定を受けている場合、又は認定申請している計画に関する変更認定の場合は、改正前の基準を適用する。
 - ③ 施行日において現存する建築物について、増改築・修繕等を行う際には、基本、建築物全体として省エネ基準レベルを求めつつ、当該増改築・修繕等を行う部分のみに基準（改正後の基準）を適用する。

※評価機関への技術的審査の依頼ではなく、所管行政庁への認定申請を基準とする

